

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 珠州市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
1,904	4,731	317	6,952

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	11,582	11,312	269	179	267	13,253	
一般会計等	11,582	11,312	269	179		13,253	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	2,195	2,141	54	54	152	-	-	
老人保健特別会計	15	15	-	-	0	-	-	
国民宿舎事業特別会計	4	3	1	1	0	-	-	
下水道事業特別会計	1,056	1,056	-	-	354	5,930	5,520	
農業集落排水事業特別会計	82	82	-	-	48	1,008	928	
介護保険特別会計(保険勘定・サービス勘定)	2,473	2,413	60	60	345	-	-	
後期高齢者医療特別会計	237	237	-	-	92	-	-	
賃貸住宅事業特別会計	9	9	-	-	-	-	-	
病院事業会計	3,813	4,034	△ 221	1,472	590	5,552	3,656	法適用企業
水道事業会計	718	592	126	712	232	3,407	2,061	法適用企業
公営企業会計等 計				2,299		15,897	12,165	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
奥能登クリーン組合	990	960	30	30	-	2,854	1,300	負担金 413
奥能登広域圏事務組合	1,640	1,620	20	10	-	26	13	負担金 340
石川県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	526	518	8	8	4	-	-	負担金 12
石川県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	129,414	126,311	3,103	3,103	1,191	-	-	負担金 425
石川県消防団員等公務災害補償等組合	167	165	2	2	-	-	-	負担金 6
石川県市町村消防賞じゅつ金組合	8	6	3	3	-	-	-	負担金 なし
一部事務組合等 計				3,156		2,880	1,313	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
珠州市土地開発公社	0	10	5	-	-	-	-	-	
(財)珠州市スポーツ振興事業団	0	20	21	-	-	-	-	-	
(財)木ノ浦健康休暇村協会	4	13	16	-	-	-	-	-	
(財)見付海岸自然公園協会	2	20	10	-	-	-	-	-	
(財)鉢ヶ崎リゾート振興協会	1	7	6	-	-	-	-	-	
珠洲鉢ヶ崎ホテル(株)	2	△ 58	40	13	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			98	13	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,308	1,345	37
減債基金	137	38	△ 99
その他充当可能基金	3,993	3,930	△ 63
充当可能基金 計	5,438	5,314	△ 124

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	0.74	2.58	1.84	△ 14.06	△ 20.00	病院事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	34.56	35.64	1.08	△ 19.60	△ 40.00	水道事業会計	-	-	-
実質公債費比率	21.0	20.5	△ 0.50	25.0	35.0	下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	122.2	109.0	△ 13.20	350.0		農業集落排水事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.26	0.25	△ 0.01			国民宿舎事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	96.0	97.3	1.30						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する資金不足比率の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。